成和－上海快報
SSBC-Shanghai Express News Vol. 2014-06

SHANGHAI SEIWA BUSINESS CONSULTING CO.,LTD.
Hensen Business Center 303, No. 1600,
West Yan'an Road, 200052, Shanghai, China.
Phone : 021-61247554 Fax : 021-61248322

知っているようで本当は知らないEtc.
～『定款』と『営業許可書』

急激な為替変動や人件費をはじめとした物価の上昇、政治上のリスクの顕在化、等の諸要因により、中国ビジネスは転換期を迎えているものと言えます。現実に、日本から中国への投資は減少する一方、すでに中国に現地法人を設立して経営している企業でも、組織再編や清算などにより、ビジネスの合理化が検討されているケースが多々見受けられます。組織再編や清算の手続きを行うに当たっては、対象となる現地法人の基本的事項を把握することが前提となります。今回は、中国に投資して設立された現地法人に関して、もっとも基本的でありながら、非常に重要な文書である『定款』と『営業許可書』について説明します。

1. 定款

定款は、会社の基本事項を定めた文書であり、有限責任公司では出資者によって作成されます。定款への記載事項は公司法に規定されています。外商投資企業では、定款は、商務部門による批准を経た後に工商行政管理局（以下、「工商局」とします。）に届出が必要となります。また、定款の記載事項に変更が生じた場合には、必ず商務部門による批准を経て工商局に届出を行う必要があります。そのため、外商投資企業の現時点における法律上有効な定款は、工商局において届出が行われている定款となります。なお、届出が行われている定款については、工商局のデータベースに保管されており、申請により現時点における法律上有効な自社の定款を確認（プリントアウトを含む）することができます。

2. 営業許可書

営業許可書とは、工商登記が完了し、営業主体として経営が認められる企業もしくは個人に対して工商局より発行されます。営業許可書は、営業主体が適法に設立された単位であることを証明し、公正・適正な取引を担保することを目的としています。営業許可書には、工商局で登記されている会社の基本事項から、上記の目的を達するために必要と考えられる事項を抜粋して記載されています。

なお、上記でも説明のとおり、外商投資企業では、工商局における工商登記に先立ち、商務部門において現地法人の設立に関する審査が行われ、批准が得られると「批准証書」という文書が発行されます。批准証書では、審査が行われた設立の条件に関する基本的事項が記載されることになります。

3. 定款と営業許可書

このように、営業許可書や批准証書には会社の基本事項が記載されていますが、これはそれぞれの文書の目的に対応して必要と考えられる事項が記載されているにすぎません。そのため、組織再編や清算等にあたって現地法人の基本事項について確認するためには、定款まで遡って確認を行う必要があるものと言えます。また、定款については、法律上の批准、届出手続きを経た定款をもって有効な定款と考えるべきこととなりますので、定款の確認にあたっては、工商局のデータベースに保管されている定款の確認まで行う必要があるものと言えます。一方、董事や監事といった役員については、定款や営業許可書等の文書には記載されていないものの、工商局における登記事項となっています。

成和-上海快報 は、一般情報の提供を目的としておりますので、特定の問題は専門家のアドバイスが必要となります。弊社の連絡先は以下の通りです。

■ 上海事務所 上海成和ビジネスコンサルティング 上海市長寧区延安西路 1600 号禾森商務中心 303 室 tel +86-21-5237-6737 fax +86-21-5238-2779
■ 岐阜事務所 税理士法人 成和 ／ 株式会社成和ビジネスコンサルティング 岐阜県岐阜市菅生 2-3-19 tel +81-58-295-7077 fax +81-58-295-7078
■ ホーチミン事務所 ベトナム成和ビジネスマネジメント No.27, Thu Khoa Huan, F.8, Q.Tan Binh, Ho Chi Minh City, Vietnam Tel:+84-8-864-0244

© 2014 SSBC. All rights reserved.

基本的事項	定款の絶対的記載事項	批准証書記載事項	営業許可書記載事項	工商登記事項
企業名称、登録住所	●	●	●	●
投資者	●	●		●
投資総額	●	●		
登録資本金	●	●	●	●
各投資者の出資引受額	●	●		●
出資方法	●			●
払込期限	●			●
経営範囲	●	●	●	●
経営期間（経営年限）	▲（※1）	●	●	●
法定代表者	▲（※2）	●	●	●
董事（会）・監事の組織、権限、選任方法、人数	●			●
董事・監事の氏名				●

（※1）経営期間は、会社法上、定款の絶対的記載事項とされていませんが、「批准」及び工商局での登記手続きにおいて、必ず定款に記載されていることが要求されます。

（※2）法定代表者の属性は定款の絶対的記載事項ですが、法定代表者の氏名についてまで定款の絶対的記載事項とはされていません。

成和-上海快報 は、一般情報の提供を目的としておりますので、特定の問題は専門家のアドバイスが必要となります。弊社の連絡先は以下の通りです。

■ 上海事務所 上海成和ビジネスコンサルティング 上海市長寧区延安西路 1600 号禾森商務中心 303 室 tel +86-21-5237-6737 fax +86-21-5238-2779
■ 岐阜事務所 税理士法人 成和 ／ 株式会社成和ビジネスコンサルティング 岐阜県岐阜市菅生 2-3-19 tel +81-58-295-7077 fax +81-58-295-7078
■ ホーチミン事務所 ベトナム成和ビジネスマネジメント No.27, Thu Khoa Huan, F.8, Q.Tan Binh, Ho Chi Minh City, Vietnam Tel:+84-8-864-0244

© 2014 SSBC. All rights reserved.